

## 学校運営協議会の設置について

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 31 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、下記の高等学校に学校運営協議会を設置する。

### 1 設置する学校

県立宮崎南高等学校（宮崎市）

### 2 主な同意理由

- 宮崎市内の小・中・高等学校及び大学、自治体、企業等を中心に外部との連携・協働を深めることで、宮崎南高等学校における教育の質を高め、その魅力を広く周知することにより地域に根ざした学校づくりを推進する。
- 大学、自治体、企業等と連携・協働して構築する「都市型コミュニティ・スクール」を基盤とし、その特色を生かして、現代の諸課題をリアルな地域社会の中に学ぶ質の高い「探究型学習」を推進する。また、これと連携した各教科等における「主体的・対話的で深い学び」による授業実践により、持続可能な社会の創り手としての次世代リーダー及び地域社会や国際社会に貢献できる人材の育成を目指す。

### 3 設置する時期

令和 4 年 4 月 1 日